

有田町行政事務委託業務総括仕様書

1 目的

本業務は、有田町が行う行政事務の一部を包括的に外部委託することにより、住民ニーズに的確に対応した質の高い公共サービスを提供する仕組みを構築することを目的とする。

2 委託業務

委託業務は、庁舎一括支援業務、保健支援業務、図書館支援業務、放課後児童健全育成業務、学校給食調理等業務、保育園給食調理等業務とする。

3 仕様書

(1) 業務ごとの仕様書（以下「業務別仕様書」という。）は、次の業務ごとに別に定める。

ア 有田町庁舎支援業務（庁舎一括支援業務、保健支援業務）

イ 図書館支援業務

ウ 放課後児童健全育成業務

エ 学校給食調理等業務

オ 保育園給食調理等業務

(2) 本仕様書に記載のない事項については、有田町と受託者の協議によるものとし、その実施については、契約書及び本仕様書に従うものとする。

4 業務期間

(1) 本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(2) 前号の履行期間には、業務引継に要する期間は含まないものとする。

5 業務場所

業務場所は、業務別仕様書に定める場所とする。

6 業務実施日及び業務実施時間

(1) 業務実施日は、原則として有田町役場開庁日の月曜日から金曜日までとする。ただし、業務の内容によっては、土、日、祝日に実施を要する。

(2) 業務実施時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特殊な業務実施時間の割り振りが必要な場合は、業務別仕様書に定める時間とする。

7 作業環境

(1) 受託者は、業務実施に必要な環境（資料、資材等）を業務の開始時点までに整備しておくものとし、その経費は、受託者の負担とする。ただし、業務遂行上必要なパソコン、プリンター、電話など重要備品については、有田町が無償で貸与することとする。

(2) 庁舎一括支援業務で使用する車輛については、別紙業務別仕様書ア有田町庁舎支援業務仕様書の別紙1-4のとおりとする。

8 作業体制

(1) 受託者は、受託業務全体を総括する総括業務責任者を定め、業務全体の責任を負わせるものとする。

(2) 受託者は、業務の実施場所ごとに業務責任者を定め、業務を統括させ、かつその遂行に責任を負わせるものとする。

(3) 業務責任者が休暇又は疾病若しくは退職等により業務を遂行できなくなった場合は、速やかに権限を代行できる者を任じること。

(4) 業務ごとに必要な従事者の資格等は、業務別仕様書に定める。

(5) 受託者は、従事者を自ら直接雇用し、業務を処理するものとする。この場合において受託者は現契約において雇用している者を優先的に雇用するものとする。

9 提出義務

受託者は、業務別仕様書に定める計画書、報告書を作成し、有田町に提出すること。

10 遵守事項

(1) 本業務により知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

(2) 本業務の実施に当たって既存の設備、構造物等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において原状復旧するものとする。

(3) 調査依頼、資料要求等に対しては、迅速に対応するものとする。

11 契約変更

(1) 有田町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者と協議のうえ本契約の内容を変更することができる。

- ア 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- イ 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- ウ 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- エ 行政目的上、この契約の内容について変更し、及び本契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

12 業務の引継及び移行支援

- (1) 受託者は、業務を円滑かつ確実に遂行できるよう、業務期間開始前に業務を実施する者からの引継を確実に行うものとする。
- (2) 受託者は、4 (1) に定める業務期間の終了時において、業務期間終了後に業務を実施する者に対し、業務の引継、移行等を確実に行うものとする。

13 損害発生時等の処理

- (1) 受託者は、業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が有田町の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任において処理しなければならない。
- (2) 受託者は、損害の賠償に備え、あらかじめ損害賠償責任保険へ加入するなど必要な措置を講じるとともに、その内容を有田町に報告するものとする。
- (3) 受託者は、事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を有田町に報告すること。
- (4) 受託者は、受託した業務に対する苦情等が発生した場合は、責任をもって速やかに対処するとともに、苦情内容、対処方法等を直ちに有田町に報告すること。

14 その他

総括仕様書及び業務別仕様書に定めのない事項及び変更せざるを得ない事項については、有田町又は有田町教育委員会と協議し、決定した事項に従い、変更があった場合は、変更の内容に従い業務を遂行すること。